

令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業企画提案公募実施要領

1 事業の目的

外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とし、香川県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人に対し、介護技能向上のための集合研修を実施します。また、外国人介護人材の受入れ及び定着を支援することを目的とし、外国人介護人材を受け入れている介護サービス事業所の職員を対象とした研修を実施します。

2 業務の内容

- (1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人を対象とした研修の実施
- (2) 外国人介護人材受入施設職員向け研修の実施

※詳細は別添「令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業業務仕様書」を参照すること

3 事業実施期間

契約締結日～令和 8 年 2 月 28 日

4 事業予算規模

1,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県の県税に滞納のない者。
- (5) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者

6 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 「令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業」応募意思表明書（様式 1）及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を持参、郵送又は電子メール（期間内必着）により提出してください。なお、香川県税の

納税証明書については、持参又は郵送により提出してください。ただし、香川県税の納税証明書については、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者及び県税の納税義務がない者（任意団体など）は提出不要です。

【持参の場合】

（受付期間）令和 7 年 5 月 20 日（火）から 5 月 28 日（水）まで
（持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

（提出先）香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ
県庁本館 17 階（高松市番町四丁目 1－10）

【郵送又は電子メールの場合】

（受付期間）令和 7 年 5 月 20 日（火）から 5 月 28 日（水）17:15 まで

（2）応募意思表明書等を提出した者全員に対し、5 月 29 日（木）までに応募資格の確認結果を書面で通知します。

（3）応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

（4）応募意思表明書提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式 2）を提出してください。

7 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたり、説明会は開催しません。

8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書等が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

9 質問の受付及び回答方法

（1）本業務に係る質問がある場合は、質問票（様式 3）を電子メールにより提出してください。

【受付期間】令和 7 年 5 月 20 日（火）から 5 月 28 日（水）17:15 まで

【提出先】香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ
電子メール：choju@pref.kagawa.lg.jp

（2）受け付けた質問については取りまとめ、応募資格要件に適合する者全員に 5 月 29 日

(木) までに電子メールで回答します。

また、下記 15 の場所において閲覧に供します。

10 応募書類の提出方法等

- (1) 応募資格要件に適合した者は、企画提案書等を持参、郵送又は電子メール（期間内必着）により提出してください。

【持参の場合】

(受付期間) 令和 7 年 5 月 30 日（金）から 6 月 11 日（水）まで

（持参の場合は、土・日曜日を除く。）

(受付時間) 8：30～12：00、13：00～17：15

(提出先) 香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ

県庁本館 1 7 階（高松市番町四丁目 1－10）

【郵送または電子メールの場合】

(受付期間) 令和 7 年 5 月 30 日（金）から 6 月 11 日（水）17:15 まで

(応募書類)

- ① 企画提案書 7 部（持参又は郵送の場合）

1 部は法人名を記載し、残り 6 部は法人名等を特定できないようにする。

企画提案書の様式は自由とするが、A 4 判、片面印刷で 40 ページ以内とする。

- ② 見積書 7 部（持参又は郵送の場合）

1 部は責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載し、残り 6 部は法人名等を特定できないようにする。

- ③ 決算状況を明らかにする書類（直近 1 年間） 1 部

- ④ 個人情報保護に関する規程（規程がある場合） 1 部

(2) 企画提案書の内容

企画提案書は、次の点に留意して記載してください。

- ① 企画提案書の内容は具体的なものとし、その効果についてもできるだけ詳細に記載すること。
- ② 記載にあたっては別添「令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業業務仕様書」及び「令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業受託者審査基準」を参照すること。
- ③ 提案内容が「令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業受託者審査基準」のどの項目に該当するか容易に判断できるようにすること。
- ④ その他効果的な取組みがあれば提案すること。

〔事業内容〕

- ① 介護職種の技能実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人を対象とした研修の実施
- ② 外国人介護人材受入施設職員向け研修の実施

〔事業の管理〕

- ① 実施体制・進行管理

事業実施に必要な人員・組織体制について記載すること。

全体のスケジュール及びその進行管理方法、状況報告の実施方法を記載すること。

② 事業実績等

委託事業を適切に実施するに十分な過去の実績等があれば記載すること。

[経費]

① 当該業務に必要な経費の概算額を記載すること。

② 事業内容ごとに記載すること。

③ 一般管理費とその他の必要経費を区分して記載すること。

11 選定方法

応募書類提出後、応募者によるプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションは、企画提案書に基づき説明することとし、機材等の使用は認めません。1事業者あたりの持ち時間は15分（予定）とし、事業説明終了後に委員が質問を行います。

選定にあたっては企画提案書及びプレゼンテーションの内容について選定委員会において審査の上、契約の候補者を選定します。

（日 時）令和7年6月16日（月）（予定）

日時、場所については、応募資格要件に適合した者に後日通知します。

（審査結果の通知）審査結果は応募者全員に通知します。

令和7年6月18日（水）（予定）

12 審査基準

（1）「令和7年度外国人介護人材研修支援事業受託者審査基準」に基づき選定委員会の委員が審査し、各委員の最高得点を最も多く獲得した企画提案者を契約の候補者として1者選定します。

（2）（1）によりがたい場合は、得点が概ね60点以上の者のうち、各委員の得点の合計が最も高い企画提案者を契約の候補者として1者選定します。

（3）評価の結果、評価点が同点の企画提案者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を候補者として選定します。

（4）企画提案者が1者のみの場合は、各委員の得点が概ね60点以上であることを前提として、委員の合議により契約の候補者を選定します。

13 契約

（1）業務仕様書は、提案された企画内容を基本とし、県と契約の候補者との協議により最終確定した上で契約を締結します。なお、協議が整わなかった場合は、選定委員会の審査結果においてその評価が次に高い応募者との協議を行います。

（2）香川県会計規則第149条に基づき、契約保証金の納付を求めることがあります。

（3）この公募実施要領に基づく契約の概要は、香川県のホームページで公表します。

14 留意事項

(1) 提出された応募書類の取扱は次のとおりとします。

① 提出された応募書類は選定のみ使用する。

② 提出された応募書類は返還しない。

③ 県が必要と認めるときは、追加の資料の提出を求めることがある。

(2) 応募及び企画競争参加に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

(3) 本要領に示した応募資格がない者、応募書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。

(4) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の履行において、原則、一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとします。

ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができるものとします。

(5) 個人情報の取扱い等

受託者が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の保護に万全を期してください。

(6) 業務上知り得た秘密の保持

業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後においても同様とします。

15 応募・照会先

香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ 担当：長澤

〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10

TEL：087（832）3267

FAX：087（806）0206

電子メール：choju@pref.kagawa.lg.jp

「令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業」応募意思表明書

年 月 日

香川県知事 殿

法人名称
代表者職・氏名

応募資格のすべてに該当することを確認したので、令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業企画競争への応募の意思を表明します。

担当者連絡先	
所 属	
職・氏名	
住 所	
電 話	
Fax	
e-mail	

辞 退 届

年 月 日

香川県知事 殿

法人名称
代表者職・氏名

令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業企画競争への応募を次の理由により辞退します。

(辞退理由)

質 問 票

令和 7 年度外国人介護人材研修支援事業について、下記のとおり質問します。

法人（事業所）名	
連絡先	担当者氏名 TEL FAX e-mail
質問内容	